

長崎県 長崎一時保護所第三者評価結果公表事項

1. 一時保護所の概要

一時保護所名	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター一時保護所			
所長名	加来 洋一			
所在地	長崎県長崎市橋口町 1 0 - 2 2			
電話番号	(095)844-6166			
定員	1 8 人			
設立年月日	平成19年3月18日			
職員数	正規職員 10人	嘱託職員 9人	その他	1人
職種別人数	職名	人数	職名	人数
	社会福祉士	2人		人
	保健師	1人		人
		人		人
		人		人
		人		人
		人		人
		人		人
設備概要	居室等名	室数	設備等名	数
	児童男児共同部屋	1 室	便所	2 か所
	児童男児個室	6 室	洗濯室	2 か所
	児童女児共同部屋	1 室	脱衣所	2 か所
	児童女児個室	6 室	浴室	2 か所
	宿直室	1 室	リネン庫	1 か所
	指導員室兼宿直室	1 室	こども面会室	1 か所
	娯楽室兼学習室	1 室	食堂	1 か所
		室	プレイルーム	1 か所

2. 理念・基本方針

理念は設けられておらず、倫理要綱が定められている。

倫理綱領

全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

全ての国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなくてはならない。

児童の保護者は、児童を心身共に健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。（児童福祉法第一条、第二条）一時保護所は、子どもの安全を迅速に確保し、寄り添い適切な保護を行う。それにあたっては、子どもの最善の利益を最優先に考慮し、支援に当たっては常に権利擁護に留意するものである。

1 一時保護所職員は、子どもたちを出自、人種、性別、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済的状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する。

2 一時保護所職員は、子どもの権利に関する擁護者、実践者であることを意識し、その業務のすべての場面において子どもを擁護し、あらゆる権利侵害の発生を防止する。

3 一時保護所職員は、子ども自身が子どもの生活等に関する今後の方針に参画し、自己決定していくことができるよう支援する。

4 一時保護所職員は、子どもに寄り添い、子どもの心身の安定を図り、安心感を持って生活できるよう支援する。

5 一時保護所職員は、守秘義務を遵守し、個人情報の保護に努める。

6 一時保護所職員は、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努める。

3. 特徴的な取組み

児童福祉法に基づいた児童相談所の併設施設で、一時的に児童を保護してアセスメント、短期の指導を行うなど、児童に関わる職員すべてで児童を支援している。

4. 第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	令和 6年 8月 21日
評価実施期間（イ）評価結果確定日	令和 7年 3月 21日
前回の受審時期（評価結果確定年度）	1回（ 令和3年度 ）

5. 第三者評価機関名

特定非営利活動法人福祉総合評価機構長崎県事務所

6. 第三者評価研修修了番号

13-A012	06-A026
17-A001	

7. 総評

◇特に評価の高い点

■ 子どもの権利保障とエンパワメントを育む取組

一時保護所（以降、保護所）に入所する子どもたちは、多様な背景を持ち、非行や問題行動が見られる子ども、精神的・心理的なケアを必要とする子どもなど、それぞれ異なる支援を必要としている。保護所では、こうした子どもたち一人ひとりに寄り添い、個別の対応を行いながら、安心して生活できる環境を提供している。

また、子どもたちが自身の権利を正しく理解し、安心して生活できる環境を整えることを重視している。入所時には職員が丁寧に子どもの権利について説明し、分かりやすい言葉やツールを活用して理解を促している。さらに、定期的なミーティングやソーシャルスキルトレーニング（以降、SST）を通じて、継続的に権利の保障について学ぶ機会を提供し、子どもたちが自身の意見を表明しやすい環境を整えている。

エンパワメントを育むための支援として、SSTでは怒りのコントロールや適切な自己表現の方法を学べる場を設けている。職員は日常の関わりの中で積極的に子どもたちを褒めることを意識し、自己肯定感を高めることができるよう支援している。

さらに、子どもが「自分は大切にされている」と実感できるよう、誕生日には職員全員からのメッセージカードを贈っている。こうした取組により、子どもたちは自らの権利を理解し、安心して自己表現できる環境が確立されている。エンパワメントを通じて主体性を育み、子ども一人ひとりの成長を支えることは大きな特色である。

■ 職員の専門性向上を支えるチーム体制と情報共有の仕組み

保護所では、職員の専門性を高めるための体制が整備されており、研修制度、実践的なスキル向上の機会、効果的な評価制度が導入されている。これらの取組は、各部署の連携、職員間の情報共有、チーム力の強化を通じて、質の高い支援を提供するための基盤となっている。

まず、職員は定期的に専門研修を受講し、虐待防止、子どもの権利保障、心理的支援など、実践に直結する知識と技術を習得している。特に、児童心理司が主導するSSTでは、子どもたちの適切な自己表現を促すと同時に、職員自身も高度な支援スキルを習得し、実践力を磨いている。

また、ケースワーカー、児童心理司、職員はそれぞれ勤務時間が一致しないという背景があるものの、今年度の重点課題として、三者会議に取り組んでいる。これにより、子どもの状況を的確に共有し、個別のニーズに応じた支援計画を柔軟に調整している。各部署が連携し、職員間で密な情報共有を行うことで、より高度で統一した支援を実現するチーム力の高さは大きな強みである。

■ 個別の学習支援と学習意欲を高める取組

保護所は、子どもたちの学習環境を整え、学びの継続を支援するために取り組んでいる。特に、個別の学習支援、学習環境の整備、外部機関との連携、学習意欲の向上を促す工夫が確認できる。また、子どもたちの学習状況や理解度に応じて個別に支援しており、年齢や学年に合わせた教材を提供している。特に、学校復帰を見据えた支援や学力の遅れを補うためのフォローを適切に行っている。

また、職員は子ども一人ひとりの学習の習慣化の支援を通じて、子どもたちが前向きに学び続ける姿勢を育むよう取り組んでいる。この他、コーチングを通じて、子どものモチベーションが高まり、職員からの褒め言葉や達成感を得ることができている。

このような取組は、子どもたちの学力向上や将来の学習機会、自己肯定感を育むことに繋がっており、高く評価できる。

◇改善を求められる点

■ マニュアル活用に向けた課題

保護所には各種マニュアルが綴りファイルとして存在するものの、保護班長は日々の業務に追われているため、使用することは難しいと捉えている。また、実務に合った内容かどうかなど全体的な見直しには追いついていない状況である。

職員の異動も多いため、誰もが確認できるように常設しているものの、定期的な見直しの仕組みづくりまでには至っていない。

感染症対策マニュアルについては保健師が主となり、タイムリーな見直しを実施している他、リスク管理として、緊急連絡網、相談支援課への応援要請、110番通報等の手順や宿直引き継ぎ書の掲示など実施している。

そんな中、昨年作成したビギナーズマニュアルには一日の流れや職員の配置、細かい注意事項を記載しており、新人職員がスムーズに業務を行えるよう工夫していることがわかる。

今後は、マニュアル内容の実効性を高めるため、職員への周知徹底を図り、その実践状況が確認できる体制と、定期的にマニュアルを見直す仕組みづくりが待たれる。

■ 一時保護所の方向性を示す理念の構築と周知

保護所では、明文化した理念を設けていないものの、“倫理綱領”及び“行動規範”を基本的な考え方としている。行動規範には、子ども主体の視点に基づく内容を明記しており、一時保護の目的に適合したものとなっている。

また、保護所の運営は、国の一時保護改正案ガイドライン、長崎県社会的養育推進計画、長崎県子育て条例行動計画に基づいて行っており、職員には子ども一人ひとりを尊重し、安心・安全な環境を確保する重要性を伝え、こうした方針を基に、保護所は支援体制を整えている。

ただし、“倫理綱領”及び“行動規範”は保護所の目的に合致しているものの、施設としての理念に相当する考え方は明文化していない。長崎県子育て条例行動計画に示されている基本理念のように、保護所としての価値観や方向性を明確にし、職員への周知を図ることで、より統一した支援の実現となることが期待される。今後の検討、取組に期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の受審結果を真摯に受け止め、評価の高い点は継続し、改善を求められた点は職員間で共有して改善してまいります。ありがとうございました。

(別紙)

第三者評価結果:一時保護所

【評価ランクの考え方】

s: 他の一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態

a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

b: 「a」に向けた取組みの余地がある状態

c: 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

I 子ども本位の養育・支援		
1 子どもの権利保障		
(1) 権利保障		
① 子どもの権利に関する説明		第三者評価
NO.1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	a
	【コメント】 一時保護所(以降、保護所)では、子どもたちに自身の権利を理解してもらうため、長崎県が制作した「子どもの権利ノート(みんなの幸せのために)」を活用している。この権利ノートには、児童憲章や子どもの権利条約を明記しており、子どもの年齢に応じて漢字版とひらがな版の2種類を用意している。また、長崎県こども家庭課への郵送封筒が付属しているほか、県の行政窓口や各児童養護施設のアクセスリストも掲載しており、具体的な相談先や方法を分かりやすく示している。 入所時の説明に加え、子どもミーティングや日課のソーシャルスキルトレーニング(以降、SST)など、さまざまな機会を通じて、子どもたちに“自分の権利”について伝え、理解を深めることができるよう丁寧にサポートしている。	
② 子どもの意見が尊重される仕組みの構築		第三者評価
NO.2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	s
	【コメント】 今年度から、毎月子ども向けに“一時保護における生活向上に関すること”と題したアンケートを実施している。また、日頃から意見が言いやすい関係づくりに努め、同性の職員が対応する等、子どもが安心して相談できる環境を整えている。更に、学習室や娯楽室には意見箱を設置し、日々の生活に関する要望や気になることを自由に伝えられるよう配慮している。加えて、SSTの時間を活用するなど、子どもの意見を積極的に把握する取組を進めている。 子どもミーティングでは、希望者が司会進行を担当し、参加者全員で今週の目標を決定している。学校とは異なる環境の中で、子どもたちが自らの意見を表明しやすく、小集団の場だからこそ積極的に前に出て能力を発揮できる機会となっている。こうした取組を通じて、子どもたちの主体性や自己肯定感を育むことを重視しており、保護所の特色の一つとなっている。	
(2) 子どもに対する説明・合意		
① 保護開始に関わる説明・合意		第三者評価
NO.3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	a
	【コメント】 保護開始にあたっては、児童福祉司(以降、ケースワーカー)が、“こどもの意見(一時保護になる前、なる時)”に基づき、子どもの意見を丁寧に聞き取っている。その後、保護所職員(以下、職員)が“一時保護所のしおり”を用いて、一時保護の理由や目的、入所中の生活について子どもに説明している。 しおりには、保護所のルールや一日のスケジュール、持ち込めないものなどを、ふりがなやイラスト付きで分かりやすく記載している。また、保護者には、ケースワーカーが不服申立ての方法などについて説明している。 保護開始時には、子どもの年齢や理解度に応じた丁寧な説明を行い、同意を得ながら進めるよう努めている。	

② 保護期間中の説明・合意	第三者評価
NO.4 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	a
【コメント】 保護者や関係機関との連絡、調整はケースワーカーが担当している。 職員は、保護者と直接関わることはなく、子どもと身近に接しながら日々のフォローアップを行い、その情報をケースワーカーに適切に伝える役割を担っている。 また、児童心理司は子どもの心理検査や面談を担当し、ケースワーカー、職員とともにチームを組み、それぞれの役割を分担しながら支援を行っている。 保護期間中、職員は子どもの様子を丁寧に観察し、スタッフ会議(以後、観察会議)を通じて情報を共有・整理しながら適切に対応している。このように、関係職員が連携を図ることで、一連の支援が円滑に進められている。	
③ 保護解除に関わる説明・合意	第三者評価
NO.5 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	a
【コメント】 一時保護の解除にあたっては、ケースワーカーが書式“こどもの意見(解除版)”に基づき、子どもの意向や気持ちを丁寧に確認している。 この書式は、家庭復帰、里親委託、施設入所など、それぞれの状況に応じた形式に分類していることがわかる。施設への移行は、施設案内のビデオを視聴したり、事前に見学を行う場合もある。 里親委託の場合は、事前の面会を経て、1泊、2泊、3泊と段階的に外泊を増やしながら、一定期間をかけてマッチングを進めている。しかし、現状では里親の成り手が少なく、さらに里親希望者が里親になるためには、研修の受講が必須であるなど課題も多い。 保護解除に際しては、子どもに対し慎重に説明を行い、十分な理解を得た上で進めている。	
NO.6 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	a
【コメント】 ケースワーカーは、保護解除後の相談窓口や支援機関について、子どもに丁寧に説明している。 子どもには“189カード”を渡し、児童相談所全国ダイヤルの利用方法やSOSの伝え方、相談手段について分かりやすく伝えるとともに、安全教育や緊急時の対応についても指導している。 一時保護解除後は、要保護児童対策地域協議会や各市町村のこども対応の窓口と連携し、継続的な支援に繋げている。あわせて、地域の関係機関と協力しながら子どもを見守ることを伝え、安心できる環境づくりを図っている。 子どもが年齢に応じて自らSOSを発信できるようさまざまな取組を実施している。	
(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限	第三者評価
NO.7 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	a
【コメント】 保護所では、原則として、子どもが一人で外出したり通学したりすることは認めておらず、この点についてはケースワーカー、児童心理司、職員が子どもに丁寧に説明している。通信についても一定の制限があり、スマートフォンは保護所で預かり、預かり証を発行して管理している。 教育を受ける権利を保障するため、県教育委員会から研修生として教員が派遣されている。また、登校支援が必要な場合には、児童養護施設やファミリーホームでの一時保護を活用することもある。 子どもの心身の健康維持のため、職員が付き添いながら個別に散歩する他、毎週近隣の学校の体育館を利用し、運動する時間を確保している。更に、修学旅行への参加を支援した事例もあり、子どもの生活に関する制限が過度にならないよう配慮していることがわかる。 これらの制限の必要性については、子どもや保護者に対して十分に説明を行い、理由や経過について記録を残している。	

(4) 被措置児童等虐待防止		第三者評価
NO.8	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	b
	【コメント】 保護所では、職員を対象としたセルフチェックを学期ごとに実施し、自身の行動を振り返る機会を設けている。また、日常的に朝夕の引継ぎの際、上司が具体例を交えながら「虐待は人権侵害である」ことを指導し、職員の意識向上に努めている。 特に、不安や緊張が高い状態にある子どもに対しては、慎重に配慮しながら接することが求められ、大人への不信感につながらないよう、職員間での引継ぎや日誌を活用し情報を共有しながら対応している。 保護所では、“一時保護所のしおり”のなかに、困ったことや心配なことがあったら何でも話してほしいことを明記している。更に今年度から、子どもを対象として毎月実施する“一時保護における生活向上に関すること”アンケートで子どもの権利が侵害される事案がないか把握している。 ただし、現在は虐待防止に特化した研修は行われておらず、今後の充実が求められる。	
(5) 子ども同士の暴力等の防止		第三者評価
NO.9	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	b
	【コメント】 保護所のルールとして、“一時保護所のしおり”に他の子どもや職員、自分を傷つけないことを明記し、言葉の暴力も含めて記している。 職員は、毎月のアンケートや日々の観察を通じて子ども同士の不穏な雰囲気を把握し、職員間で共有しながら適切に対応している。また、洗面所やトイレなどの職員の死角になりやすい場所では子どもたちだけにならないように職員が付いており、権利侵害や暴力の発生を防いでいる。 万が一、暴力事案が発生した場合は、こども保護班だけでなく、相談支援課の協力を得るなど、組織全体で対応する体制を整えている。職員だけでは静止が困難な場合は、必要に応じて警察へ連絡し適切に対処している。 今年度、職員向けの研修は確認できなかったが、具体的な事例をもとに話し合い、対応のあり方について共通理解を深める取組を継続している。	
(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮		
① 思想や信教の自由の保障		第三者評価
NO.10	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	a
	【コメント】 子どもの生活歴については、ケースワーカーを通じて情報を得るとともに、保護所内で職員が気づいた点についても、スタッフ会議で共有し、適切な支援に繋げている。これまで、文化、慣習、宗教などの違いに特別な配慮を要する事例は発生していない。 保護所には一定のルールがあるが、子どものこれまでの生活歴を考慮した対応を心掛けており、支援の個別性を確保するよう努めている。	
② 性的なアイデンティティへの配慮		第三者評価
NO.11	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	a
	【コメント】 児童心理司によるSSTの授業では、多様性の一環として、子ども一人ひとりの文化の違いやジェンダー、アイデンティティへの配慮の重要性について話し合い、職員は理解を深めている。 配慮を必要とする子どもを受け入れている場合、職員は子どもへの配慮について十分な理解を持ち、適切に対応できるよう努めている。	

2 養育・支援の基本		
(1) 子どもとの関わり		
① 安全感・安心感を与えるケア		第三者評価
NO.12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	a
	【コメント】 保護所での保護に際しては、まずケースワーカーが面談し、その後児童心理司や医師である所長との面談を経て、最終的に支援を決定している。子どもや家庭の状況に応じて、児童養護施設、里親、医療機関等の選択肢も検討している。 居室は個室となっており、兄弟姉妹の場合は二人で入ることも可能となっている。また、居室にはぬいぐるみや最大3冊の本を持ち込むことを許可しており、子どもが安心できる環境を整えている。職員は、子どもと信頼関係を築くことが重要であると認識しており、宿直には女性職員を配置して、女兒が安心感を得られるように配慮している。誕生日には、職員全員からのメッセージを記したカードを渡し、子どもが他者から愛されているという感情を育んでいる。 子どもに“一時保護のしおり”を渡して、自己や他者、物を傷つけないことを伝える他、定期的に児童心理司によるSSTを実施し、他者との適切な距離感を保つ方法などを指導している。洗面所には、必ず職員が付き添い、子ども同士のトラブルを防ぐよう努めている。更に、保護所内ではプライベートな情報の交換を控えるよう指導し、子ども同士は下の名前呼び合っている。 職員は、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てるよう支援していることがわかる。	
② エンパワメントにつながるケア		第三者評価
NO.13	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	s
	【コメント】 保護所では、自己肯定感が低く、自尊感情を持てない子どもが多い傾向にあるため、職員は、日々の関わりや子どもミーティングを通じて、子どもをできるだけ褒めることを意識して取り組んでいる。 SSTの時間では、児童心理司が主導し、人との関わりにおいて困ることを減らす方法をみんなで意見を出し合いながら学ぶ場であることを説明し、子どもたちが主体的に参加できるよう場を設定している。 自分の思いを表現することが少ない子どもが多いため、児童心理司との面談を通じて丁寧に聞き取るなど、個別の支援にも対応している。 子どもたちのエンパワメントを促進する養育・支援に積極的に取り組んでおり、意義深く、効果的であると言える。	
(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮		第三者評価
NO.14	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	a
	【コメント】 子どもからの生活歴等の聞き取りは、ケースワーカーが担当している。 職員は、子ども本人から聞いた内容をその都度ケースワーカーに伝え、情報共有を大切にしている。 保護所内の職員の多くは、聞き取りに必要な技法を学ぶ研修を受けており、誘導尋問を避けるなど、適切な技法を習得している。また、保護班長は、聞き取り時における子どもへの配慮について、職員への指導と助言を行っている。 子どものペースを尊重し、非誘導的な受け答えや自発的な話を引き出す方法で進めるなど、子どもからの聴取は慎重かつ適切であることがわかる。	

Ⅱ 一時保護の環境及び体制整備		
1 適切な施設・環境整備		
(1) 設備運営基準の遵守		第三者評価
NO.15	一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	a
	【コメント】 保護所は、児童相談所に併設しており、児童養護施設の設備運営基準を十分に満たしており、男子と女子の居室はドアでエリアを分けている。 定員を超える受け入れが必要な場合には、離れにある所定の部屋や子ども面談室、静養室を適切に活用し、安全な環境で過ごせるよう配慮している。 更に、男子女子の共同部屋4室を個室化する改修工事を行い、全室を個室としてプライバシーを尊重した空間を確保している。	
(2) 個別性の尊重		第三者評価
NO.16	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	a
	【コメント】 保護所では、保護所のルールや一日のスケジュールを明確に定めており、子どもが安全かつ安心して過ごすために必要な最低限のルールとなっていることがわかる。 そのルールは、他者、自己、物を傷つけない、個人情報を守る、人との距離を保つなど、子ども一人ひとりの個別性を尊重した内容である。 午後には、食事や入浴を除き自由時間を確保し、週に1回は近所のスーパーマーケットに買い物に出掛けるなど、リラックスできる時間を大切にしている。 服装に一定の制限はあるものの、ぬいぐるみを持ち込むことで安心感を得られる子どもには、家庭からの持ち込みを認めるなど、柔軟に対応している。 また、共同部屋を個室化した改修工事を経て、全室が個室となり、子どものプライバシーと個別性を尊重した環境を整えている。	
(3) 生活環境の整備		第三者評価
NO.17	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	a
	【コメント】 保護所では毎朝、清掃業者が清掃作業を行い、職員は電灯の交換や部分的な清掃を担当している。全室には加湿器とエアコンを完備しており、子どもがリモコン操作を行わないよう管理している。 壁の破損については、職員が可能な範囲で壁紙を張り替えるとともに、年に1、2回、業者に修繕を依頼している。 また、外部からの視線に配慮し、カーテンを取り付けている他、娛樂室などで身体的にリラックスできる空間を提供している。 保護所内は生活環境を整備し、子どもたちが快適に過ごせるよう配慮していることが確認できる。	

2 管理者の責務		第三者評価
NO.18	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	a
	【コメント】 各職員の職務内容は、事務分掌表に明記している。保護判定課の課長(以降、管理者)は、保護班および判定班を管理・監督する立場にある。 管理者は、日々子どもたちと接し、生活の様子を観察している。また、保護所の状況は日々変化しており、職員が記載する保護日誌により、その状況を把握できている。 管理者は、年度始めに職員に向けて事業計画を説明する他、保護班の会議では、職員に対して助言や指導を行っている。リスクマネジメントの責任者も管理者が担っており、緊急連絡網を整備し、ヒヤリハット事例については、写真付きで保護日誌に記録して、事故に繋がる可能性のある兆候を職員全員で共有している。 事故の記録は“インシデント・アクシデント記録”に記載し、職員全員で回覧した上で、班長、管理者へと提出している。管理者によるスーパーバイザー(以降、SV)を円滑に行っていることが確認できる。	
3 適切な職員体制		
(1) 設備運営基準の遵守		第三者評価
NO.19	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	b
	【コメント】 保護所では、通常の勤務体制に加え、早出、夜勤、夜間の時差出勤を実施している。子どもの状況が日々変化する中で、時間外勤務を柔軟に調整し、職員のシフト編成を毎月工夫しながら調整している。 特別な体制が必要な場合には、保護班だけでなく、相談支援課などに応援を依頼できる体制を整えている。更に、緊急時には職員が駆け付ける仕組みも設けている。 宿直職員は幅広い年齢層で、経験豊富な職員が現場を支えている。 新型コロナ禍では看護師を配置していたが、現在は兼務の保健師が対応している。県人事課が専門職の確保に向けて動いており、看護師などの配置については、現在、県の施策は整備中である。今後、適切な配置が実現することに期待している。	
(2) 職員の適正配置		第三者評価
NO.20	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	a
	【コメント】 事務分掌表において、職員それぞれの職務を明記している。職員は、大学等で社会福祉、心理学、看護学などの専門分野を学び、その知識を生かして配置されている。 所長が医師であることは大きな強みであり、SVとして助言や指導を受けることが可能である。また、大学に出向き、一時保護に関する講話を行うとともに、大学側から学生の見学を受け入れるなど、双方の交流を深めている。さらに、精神医療センターの看護師を招き、職員を対象に思春期の精神疾患に関する講義を実施し、意見交換を行った事例もある。 職員は、それぞれがSVとしての専門的知識を有しており、その知識を基盤として、子どもに寄り添った支援に努めている。	
(3) 情報管理		第三者評価
NO.21	情報管理が適切に行われているか	b
	【コメント】 個人情報の取り扱いは、長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例に基づいて適切に管理している。書類は職員室の施錠可能な棚に保管し、職員室内のホワイトボードに記載した子どもの情報が外部から見えないよう、カーテンを設置している。また、書類を持ち運ぶ際には、背表紙が見えないよう指導を徹底している。 職員は、個人情報の適切な取り扱いについて十分な理解を持ち、日々の業務において慎重に対応しているが、マニュアルの整備はこれからである。より統一かつ明確な指針を示すためにも、マニュアルの整備が望まれる。	

(4) 職員の専門性向上の取組	第三者評価
NO.22 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	a
【コメント】 県では、職域ごとに計画的な研修を実施しており、人事評価制度の一環として、新人職員には中堅職員がトレーナーとして指導を行っている。また、採用から1年半後には、幹部職員の前で成果を発表する機会を設けている他、職域に応じた専門研修や係長対象の研修、グループワークを中心とした研修など、多様な研修を年間を通じて実施していることがわかる。 会計年度任用の宿直専門職員に対しても研修の機会を提供しており、単発の研修を推奨する等、参加しやすい工夫がある。また、所長による講義も複数回に分けることで、会計年度任用職員が参加しやすい環境を整えている。 心理職員には1年間の研修があるなど、職域に応じた研修制度を整備し、研修参加が難しい職員にも柔軟に対応しており、職員の専門性向上、意識の共有を図るための多様な取組が確認できる。	
NO.23 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	s
【コメント】 情報共有と引継ぎは、朝に宿直者から日勤者へ、夜に日勤者から宿直者へと確実にを行っている。職員室にはホワイトボードを設置し、子ども一人ひとりに関する伝達事項を一目で確認できる仕組みが整っている。また、個人情報の保護を考慮し、申し送りはイニシャルで行い、ホワイトボードにはカーテンを取り付けるなど、プライバシーに配慮している。 毎日の日誌には、子どもたちの生活の様子を詳細に記録し、職員全員が共有しており、保護所の特性上、子どもの動きが日々変わることや職員の勤務体制に早出遅出勤務があることを踏まえ、正職員間ではSNSを活用して情報を共有している。更に、スタッフ会議ではチャットも併用し、リアルタイムでの情報共有を促進している。 このように、ホワイトボードや日誌といった紙媒体に加え、デジタルツールを活用することで、効果的な情報共有の仕組みを構築していることは高く評価できる。	
(5) 児童福祉司との連携	第三者評価
NO.24 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	a
【コメント】 入退所時や入所中の調査、診断、支援については、ケースワーカーや児童心理司と連携しながら実施している。ケースワーカーは家庭訪問を行うなど県内担当地区での活動があり、職員の変則勤務との間で、会議の調整が課題となっている。 この課題に対応するため、スタッフ会議の一環としてケースワーカー、児童心理司との三者会議を今年度の重点課題とし、連携の強化と意識づけに取り組んでいる。 現在は、主にメールを中心としたやり取りを行い、密な連携を維持しており、各部門との協力関係が円滑に進んでいる。多忙な職員間の連携を課題として抽出し、改善していることが確認できる。	
(6) 職場環境	第三者評価
NO.25 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	a
【コメント】 労務管理は県のシステムを活用して実施しており、毎月の勤務表は班長が作成している。勤務体系は宿直、早出、遅出を含み、職員の家庭環境にも配慮し、宿直勤務は有給休暇取得で調整するなど、職員一人ひとりの状況に配慮した労務管理である。 県人事課は定期的に職業性ストレス調査を実施しており、職員全員を対象に配付している。また、日常的には班長が職員からの相談を受け付けており、庁内にメンタルヘルスに関する相談窓口を設置している。更に、人事課ではハラスメントの実態調査を行い、全職員を対象に実施して、職員の健康や労働環境の改善に向け、取り組んでいる。 職員が働きやすい職場環境を作るための取組を推進し、明るい職場づくりを目指している。	

4 関係機関との連携		
(1) 医療機関との連携		第三者評価
NO.26	医療機関との連携が適切に行われているか	a
	【コメント】 入所前から心療内科を受診している子どもが多く、服薬を支援するとともに皮膚科や整形外科など、その他の専門医療も必要に応じて受診している。現在、歯科の往診がないため、歯科受診が必要な子どもに対しては治療等の受診を支援することとしている。 これらの医療対応はチームケアを重視して、医師、ケースワーカー、生活支援担当者、職員が協力して取り組んでいる。気になるケースに対しては、各専門職が連携し、分担して対応しており、子ども一人ひとりの病歴を記録として管理している。精神科の受診歴や病状の経過については文書化し、医師に引き継ぎを行うとともに、遠方の医療機関への通院にも適切に対応していることがわかる。	
(2) 警察署との連携		第三者評価
NO.27	警察署との連携が適切に行われているか	a
	【コメント】 保護所の相談支援課には、警察官の警部を1名配置しており、虐待対応の窓口を担当している。施設内で無断外出が確認された場合には、一時保護児童無断外出対応要綱に基づき、無断外出対応マニュアルに従って対応し、一定の手順を踏んだ後、警察署へ連絡を行うことと手順を定めている。 被害確認面接については、警察や検察官が関与し、子どもへの負担を軽減するため、センター内の面接室で共同で面接を行っている。また、面接時には、供述を繰り返すことで事実がずれることを防ぐため、ビデオ録画を行い、面接技法に基づいて情報収集を行うこととしている。 また、子どもに対しては、「何も言わない権利」を伝え、供述を強制しないよう配慮している。子どもが面接を拒否した場合には、職員間で協議を行い、子どもの拒否権を尊重しつつ、常に子どもの意向を優先して適切に対応している。 最近では、SNSマッチングサイトを通じた家出や虐待の事例が増加しており、警察は被害者としての供述を得ることを重要視している。このような事例でも、子どもの意向を最大限に尊重し、アドボケートの役割を果たしながら適切な対応を行っている。	
(3) 施設・里親等との連携		第三者評価
NO.28	施設や里親等との連携が図られているか	a
	【コメント】 児童養護施設や里親へ移行するケースがあるものの、里親への移行については保護者の同意を得ることが難しく、特に、保護者の中には里親制度に対して否定的な意見を持ち、個別の家庭環境での養育よりも、養護施設など集団での養育を希望することが多い。 児童養護施設への移行については、ケースワーカーが施設の不安を解消するための説明を行っている。事前に施設見学を行う他、DVDや資料を用いて施設についての情報提供を行い、子どもと保護者が施設に対する理解を深めるよう支援している。また、訪問を通じて、より具体的なサポートを実施している。 一時保護委託から児童養護施設への入所手続きが進む中で、保護者に対する対応が重要となり、特に課題の多い保護者に対しては、里親制度では難しい面があるため、ケースワーカーが積極的に施設紹介や事前の下見見学を行い、移行を円滑に進めるための支援を行っている。	